

年金額が引き上げられました。 6月からの受給は新年金額で

国民年金、厚生年金は、物価上昇による年金の実質的な目減りを防ぐため、前年の物価変動にあわせて、毎年年金額を見直す仕組み（完全自動物価スライド制）になっています。

平成9年の全国消費者物価指数は前年に比べて1.8%上昇しましたので、平成10年度分の年金額もこれにあわせて引き上げられました。なお、この新年金額は6月受給分からとなります。

年金額比較表（基礎年金）

	9年度年金額(円)	10年度年金額(円)
老齢基礎年金	785,500	799,500
障害基礎年金 (1級)	981,900	999,400
(2級)	785,500	799,500
遺族基礎年金 (妻と子一人)	1,011,500	1,029,500

こんな制度があります

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の生活の安定のため、児童の父母または養育者に対して支給される手当です。

手当を受給できる方

手当を受けることができる方は、身体や精神に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童の父か母、または父母に代わって児童を養育している方です。ただし、児童が障害を支給事由とする年金を受給できるときや、「障害等級表」に該当しなくなったとき等支給されない場合があります。

手当を受ける手続き

役場保健福祉課で、次の書類を添え請求手続きしてください。

①請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本

手当の支払い

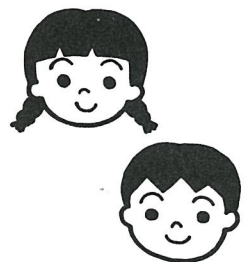
4月・8月・11月の年に3回、支払月の前月までの分(4ヶ月分)が、指定した郵便貯金口座に振り込まれます。

手当の額

児童1人あたりの月額(平成10年4月現在)

1級(重度障害児)	51,250円
2級(中程度障害児)	34,130円

※児童の数と級に応じて支給されます。また、所得による支給制限がありますのでご注意ください



人権擁護委員制度を ご存じですか

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。

横芝町には、4人の人権擁護委員がいます。人権問題でお悩みに方はお気軽に、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

町の人権擁護委員

●渡邊 冀一

屋形5242 (☎二一四四)

●馬場 明子

栗山2280124

(☎二一八〇)

●伊藤 喜市

遠山598 (☎二一三五)

●井上 秀次郎

横芝76111 (☎〇一〇二)

―敬称略―

あなたの声”をお寄せください

春季行政相談強調週間 5月17日~23日

この週間は、みなさんの行政に対する意見・要望を受けて、その解決を促進する行政相談制度について、広く承知・利用していただくために、全国的に行われているものです。

当町では、総務庁長官から委任された行政相談員が、次のとおり相談を行っています。

相談は、無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

- 行政相談員 行方 正一氏
住所 谷台405
電話番号 82-1660
- 相談日 毎週火曜日午後1時30分~4時
- 相談場所 町中央公民館2階(役場隣)